

医療機関向け医療機器への補助金・助成金

コロナ禍での医院経営への支援金はほぼ終了しましたが、今後申請が可能な補助金・助成金のうち医療機器等の取得に活用できるものを取り上げます。

項目	ものづくり補助金	インターバル導入助成金
補助金・助成金の目的	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資を支援する	勤務間インターバルの導入により、労働時間等の設定改善を推進する
管轄官庁	経済産業省・中小企業庁	厚生労働省・労働局
対象事業者	個人医療機関	医療機関全般
補助上限	1000万円	100万円
補助率（支出金額に対して）	2/3 又は 3/4	3/4
対象となる設備投資	<ul style="list-style-type: none"> ・口腔内スキャナ ・3D スキャナ ・3D プリンター ・歯科用 CT ・マイクロスコープ ・インプラントシステム ・CAD/CAM 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新（パソコン等は除く） ・先の内での上記の該当するもの等
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・採択率 約 45% ・歯科採択 135 件（2291 件中） 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去 2 年間に月 45 時間超の時間外労働があること ・就業規則等の整備をしていること
申請代行専門家	行政書士	社会保険労務士

第 20 回安心会計カップ杯ゴルフ大会

昨年、コロナ禍で延期になりました安心会計カップ杯ゴルフ大会について、十分な感染対策のもとで開催いたします。多数のご参加をお待ちしております。

- ・日時 2021年10月14日（木）
- ・会場 武蔵カントリークラブ笹井コース
- ・予約 10組40人
- ・参加費 お1人様5千円（賞品、パーティー代に充当いたします）

歯科会計®

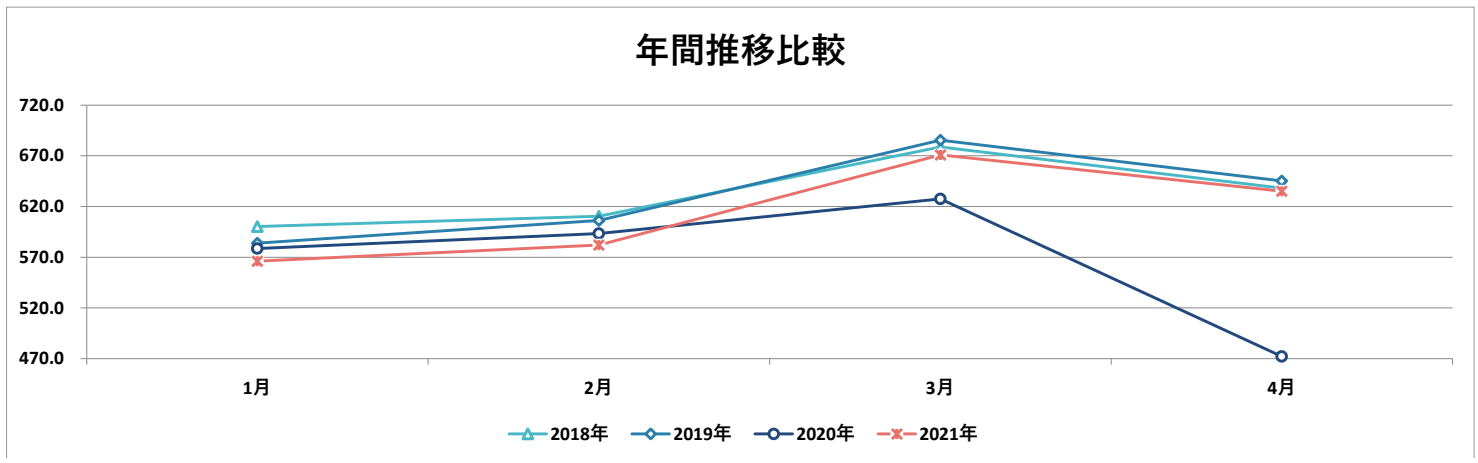
コロナ禍の矯正治療

コロナ禍においても自由診療収入に大きな減少がなかったことは既にご報告したところですが、自由診療の中心となる治療である矯正治療の状況をまとめました。

摘要	院長矯正担当	矯正医依頼	矯正専門	矯正無	合計
診療所数	64	90	5	102	261
比率	24.5%	34.5%	1.9%	39.1%	100%
自費 2018 年平均	206 万円	273 万円	193 万円	73 万円	180 万円
自費 2019 年平均	278 万円	311 万円	281 万円	89 万円	219 万円
自費 2020 年平均	299 万円	287 万円	340 万円	82 万円	211 万円
前年増減	21 万円	△24 万円	59 万円	△7 万円	△8 万円

- ・全体の約 6 割が矯正治療を実施
- ・矯正専門診療所が自費平均額が高い傾向があったが、2020 年は区分での平均が最上位に！
- ・自費前年比での増減額でも平均が最上位。
- ・ちまたの噂では、コロナ禍（マスク装着中）に矯正治療を受けるのがトレンドに！

2021 患者データ（実日数）4 年比較（速報値）



2021 年歯科経営セミナー

2021 年歯科経営セミナーを動画配信により開催いたします。橋本会計のホームページ上に動画を掲載いたしました。併せて、セミナーテキストとセミナー動画 CD を郵送いたしました。ご都合のよい視聴法により内容をご確認下さい。

主な内容は。

1. コロナ禍（2020 年）歯科医院経営の状況
2. コロナ借入金の返済の手順（コロナ借入金の出口戦略）
3. 再初診算定制約への対応（P 重防の勧め）

ドクター会計

月次支援金の申請始まる

2021年4月以降の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に伴う外出自粛等の影響により、収入が50%以上減少した中小法人・個人事業主のために、新たに「月次支援金」が設けられました。

対象となる要件をご確認の上、要件を満たす場合には忘れずにお申込みください。

1. 給付額

2019年または2020年の対象月と同じ月の売上 - 2021年の対象月の売上

給付上限；中小法人等・・・上限 20万円/月 個人事業者・・・上限 10万円/月

2. 給付対象（①②を満たせば業種・地域問わず対象）

① 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること ※医療・福祉関連の事業者も該当

② その月の売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少

3. 申請手続きの流れ

① 月次支援金ホームページで申請ID発行

② 登録確認機関で事前確認 ※橋本会計でOK

③ 月次支援金ホームページから必要情報を入力し申請

必要書類

- ① 履歴事項全部証明書（法人）、本人確認書類（個人）
- ② 2019年、2020年確定申告書類控え
- ③ 2019年1月から2021年対象月までの各月の帳簿書類
- ④ 2019年以降の事業の取引を記録している通帳
- ⑤ 代表者または個人事業者等本人が自署した宣誓・同意書

※今年1月の緊急事態宣言に伴う「一時支援金」(1月～3月のいずれかの月の売上が対象月の50%以上減少要件)の受給を受けている場合、または2回目以降の月次支援金の申請の場合には、事前確認が不要となり、既に提出済みの書類が省略されます。

4. 申請期間

4月・5月分・・・2021年6月16日～8月15日

6月分・・・2021年7月1日～8月31日

5. 注意点

以下の場合には給付対象とはなりませんので、ご注意ください。

- ・対象措置と関係なく売上計上基準の変更や取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合
- ・対象月における休業・時短営業の要請に伴う「協力金」の支給対象となっている場合

医療承継

相続発生後に行うべき手続

ご家族が亡くなった場合に、お亡くなりになられた被相続人に関して遺族が行うべき手続はたくさんあります。これは相続税の申告の有無にかかわらず必要となってくるものであり、手続先も様々となっておりますのでご注意ください。

手続	手続先	期限	備考
死亡届の提出	市区町村	7日以内	死亡診断書（死体検案書）と一体
死体火（埋）葬許可交付申請	市区町村	7日以内	死亡届と同時に提出
年金受給権者死亡届	年金事務所	10日以内	年金振込ストップ 国民年金は14日以内
住民異動届出（世帯主変更届出）	市区町村	14日以内	
介護保険被保険者証の返却（介護保険資格喪失届）	市区町村	14日以内	65歳以上もしくは40歳以上で要介護・要支援認定を受けていた場合
健康保険証の返却（国民健康保険資格喪失届）	市区町村 or 健保組合	14日以内	葬祭費の申請を同時に
遺族年金の手続	年金事務所		
生命保険金の請求	生命保険会社		
＜その他の解約・名義変更等手続＞			
電気・ガス・水道、NHK	各社		契約者名義・支払方法変更もしくは解約の手続
携帯電話、インターネット	各社		契約者名義・支払方法変更もしくは解約の手続
運転免許証	警察署もしくは 運転免許センター		返却
パスポート	都道府県の申請 窓口		返却
クレジットカード	各クレジット会 社		返却

その他、未支給年金の請求や高額医療費の請求なども受けられる場合は忘れずに手続しましょう。遺産分割確定後には預貯金・証券口座の解約手続、不動産名義変更登記なども必要です。